

## ゆうゆうポイント利用規約新旧対照表

※下線部分は改正部分

| 現 行  | 改 正  |
|--|--|
| <p>ゆうゆうポイント利用規約</p> <p>第1条・第2条（略）</p> <p>第3条（用語の定義）<br/>                     本規約において用いる用語の定義は、各条項で個別に定義される場合を除き、それぞれ次に定めるところによります。<br/>                     (1) ポイントサイト<br/>                     当社が運営するポイントサービスを提供するための Web サイト<br/>                     (2) 郵便局アプリ<br/>                     日本郵便株式会社が「郵便局アプリ利用規約」に基づき提供するアプリ<br/>                     (3) 加盟企業<br/>                     当社との契約に基づき利用者が本サービスの全部または一部を利用することができる企業</p> <p>第4条（略）</p> <p>第5条（ポイントの付与）<br/>                     当社は、会員が、当社及び加盟企業が提供するサービスの利用及び商品の購入その他の事象（以下「ポイント付与対象事象」といいます。）を発生させた場合、会員にポイントを付与します。なお、ポイント付与対象事象、付与するポイント数又はポイントの付与率その他ポイント付与に関する条件は、ポイントサイトのこちら（<a href="https://site.jppt.pf.japanpost.jp/about">https://site.jppt.pf.japanpost.jp/about</a>）等に掲載のとおりとします。<br/>                     2 当社及び加盟企業は、ポイント付与対象事象のほか、キャンペーンによりポイントを付与する場合があります。その際の付与の条件は、各キャンペーンにおいて定めるところによります。<br/>                     3～5（略）</p> <p>第6条～第9条（略）</p> <p>第10条（ポイント残高等の確認等）<br/>                     会員は、保有ポイント数、利用したポイント数、ポイント数の残高、ポイントの有効期限その他当社所定の保有ポイントに関する情報を、ポイントサイト、郵便局アプリ等のシステム・アプリ又は加盟企業のシステム・アプリ等で確認することができます。<br/>                     2 当社は、当社所定の頻度で電子メールにより当社所定のポイントに関する情報を会員に通知します。</p> | <p>ゆうゆうポイント利用規約</p> <p>第1条・第2条（略）</p> <p>第3条（用語の定義）<br/>                     本規約において用いる用語の定義は、各条項で個別に定義される場合を除き、それぞれ次に定めるところによります。<br/>                     (1) ポイントサイト<br/>                     当社が運営するポイントサービスを提供するための Web サイト<br/>                     (2) 郵便局アプリ<br/>                     日本郵便株式会社が「郵便局アプリ利用規約」に基づき提供するアプリ<br/>                     (3) 加盟企業<br/>                     当社との契約に基づき利用者が本サービスの全部または一部を利用することができる企業<br/> <b>(4) 加盟企業等</b><br/> <b>加盟企業及び加盟企業が策定するシステム等を利用して商品等を提供する企業</b></p> <p>第4条（略）</p> <p>第5条（ポイントの付与）<br/>                     当社は、会員が、当社及び加盟企業等が提供するサービスの利用及び商品の購入その他の事象（以下「ポイント付与対象事象」といいます。）を発生させた場合、会員にポイントを付与します。なお、ポイント付与対象事象、付与するポイント数又はポイントの付与率その他ポイント付与に関する条件は、ポイントサイトのこちら（<a href="https://site.jppt.pf.japanpost.jp/about">https://site.jppt.pf.japanpost.jp/about</a>）等に掲載のとおりとします。<br/>                     2 当社及び加盟企業等は、ポイント付与対象事象のほか、キャンペーンによりポイントを付与する場合があります。その際の付与の条件は、各キャンペーンにおいて定めるところによります。<br/>                     3～5（略）</p> <p>第6条～第9条（略）</p> <p>第10条（ポイント残高等の確認等）<br/>                     会員は、保有ポイント数、利用したポイント数、ポイント数の残高、ポイントの有効期限その他当社所定の保有ポイントに関する情報を、ポイントサイト、郵便局アプリ<b>その他の他社サービス</b>等で確認することができます。<br/>                     2 当社は、当社所定の頻度で電子メールにより当社所定のポイントに関する情報を会員に通知します。</p> |

第11条～第18条（略）

附則

附 則（2025年7月1日）

本規約は、2025年7月1日から実施します。

附 則（2026年2月11日）

本規約は、2026年2月11日から実施します。

別記 ポイントの利用について

〔特典交換編〕

第1条～第4条（略）

〔ポイント支払い編〕

第1条（ポイント支払い）

会員は、保有ポイントを当社又は加盟企業が提供する所定の商品又はサービスの代金等を支払うために使用することができます。（以下「ポイント支払い」といいます。）

2・3（略）

4 会員が、加盟企業が提供する所定の商品又はサービスの代金等についてポイント支払いを行う場合、別に定める場合を除き、当該の売買等契約は会員と当該加盟企業との間に成立するものとします。

5～7（略）

第2条（ポイント支払いの中止等）

会員がポイント支払いを用いた当社又は加盟企業との売買等契約の成立後に、当社が本規約の第6条の規定に基づきポイントの付与を取り消した場合の当該売買等契約の取扱は、別途当社又は当該加盟企業が定めるところによります。

第3条（ポイント支払いに関する免責）

1・2（略）

3 会員と加盟企業との間の売買等契約に関するトラブル等は、会員と当該加盟企業の当事者間で直接解決することとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

4（略）

第11条～第18条（略）

附則

附 則（2025年7月1日）

本規約は、2025年7月1日から実施します。

附 則（2026年2月11日）

本規約は、2026年2月11日から実施します。

附 則（2026年3月19日）

本規約は、2026年3月19日から実施します。

別記 ポイントの利用について

〔特典交換編〕

第1条～第4条（略）

〔ポイント支払い編〕

第1条（ポイント支払い）

会員は、保有ポイントを当社又は加盟企業等が提供する所定の商品又はサービスの代金等を支払うために使用することができます。（以下「ポイント支払い」といいます。）

2・3（略）

4 会員が、加盟企業等が提供する所定の商品又はサービスの代金等についてポイント支払いを行う場合、別に定める場合を除き、当該の売買等契約は会員と当該加盟企業等との間に成立するものとします。

5～7（略）

第2条（ポイント支払いの中止等）

会員がポイント支払いを用いた当社又は加盟企業等との売買等契約の成立後に、当社が本規約の第6条の規定に基づきポイントの付与を取り消した場合の当該売買等契約の取扱は、別途当社又は当該加盟企業等が定めるところによります。

第3条（ポイント支払いに関する免責）

1・2（略）

3 会員と加盟企業等との間の売買等契約に関するトラブル等は、会員と当該加盟企業等の当事者間で直接解決することとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

4（略）